



宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 8 月 31 日 (木 曜 日) 第 437 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1	
○保安林の指定予定の通知…………… (“) 1	
公 告	
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農村整備課) 1	
○県営土地改良事業計画の策定…………… (“) 1	
○県営土地改良事業計画の変更 (2件) …… (“) 2	
	○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 2
	病院局企業管理規程
	○病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程…………… 3
	監査委員公告
	○監査結果の公表…………… 6
	○監査結果に基づき講じた措置の公表…………… 6
	労働委員会告示
	○宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、 閱歴等の公示…………… 6

告 示

宮崎県告示第 626号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年8月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷黒木字コノノ
 タイラ 873-2、874-2、876-2から876-4まで、字詰ノ
 谷1639-1、1639-2
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 627号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年8月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北方町三ヶ村字内ノ口 6
 47-5、午 647-12、午 649-5、午 649-20
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第17項の規定により、鹿野田土地改良区 (西都市) の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和5年8月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	長 友 正 廣	西都市大字鹿野田 222番地

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第87条第1項の規定により、小松・跡江地区県営土地改良事業 (宮崎市、経営体育成基盤整備事業) に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年8月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
 策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間
令和5年8月31日から令和5年9月29日まで

3 縦覧場所
宮崎市役所農村整備課内

4 その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第 1 項の規定により、岩満地区県営土地改良事業（都城市、県営ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年8月31日
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和5年8月31日から令和5年9月29日まで
- 3 縦覧場所
都城市役所農村整備課内
- 4 その他
この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第 1 項の規定により、通山・坂の上地区県営土地改良事業（川南町、県営畑地帯総合整備事業（担い手支援型））に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年8月31日
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦覧期間
令和5年8月31日から令和5年9月29日まで
 - 3 縦覧場所
川南町役場農地課内
 - 4 その他
この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
- また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和5年8月31日
宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-2)第50号	(株)銀河興産	小林 賢太郎	宮崎県延岡市三須町 9 11	一般	土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業、塗装工事業、造園工事業、水道施設工事業、解体工事業	令和5年7月10日付けで廃業した旨の届け	令和5年7月10日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第1113号	(有)中俣ステンレス工業	中俣 良三	宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田11 05	一般	板金工事業	令和5年7月31日付けで廃業した旨の届け	令和5年7月31日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第2262号	(有)柿木建設	柿木 正人	宮崎県宮崎市清武町加納甲1450-2	一般	建築工事業、大工工事業	令和5年7月20日付けで廃業した旨の届け	令和5年7月20日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第 12493号	(株)ライズ工業	松田 充生	宮崎県宮崎市老松2-1-45	一般	防水工事業	令和5年7月4日付けで廃業した旨の届け	令和5年7月4日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第 13193号	角工務店	角 俊雄	宮崎県日向市北町4-8	一般	建築工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業	令和5年7月5日付けで廃業した旨の届け	令和5年7月5日(全廃業)

宮崎県知事許可 (般-3)第 13491号	クリーン不動産(株)	石坂 孝春	宮崎県宮崎市宮崎駅東 3-5-7	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	令和5年7月10日付けで廃業した旨の届け	令和5年7月10日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-4)第 14312号	(株)縁樹	金田 桂一	宮崎県えびの市大字上江 155-1	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	令和5年7月26日付けで廃業した旨の届け	令和5年7月26日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-3)第 298号	令和建設(有)	杉村 秀之	宮崎県都城市上長飯町 93-3	一般	管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業、水道施設工事業	令和5年7月7日付けで廃業した旨の届け	令和5年7月7日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-3)第 298号	令和建設(有)	杉村 秀之	宮崎県都城市上長飯町 93-3	一般	建築工事業、解体工事業	令和5年7月11日付けで廃業した旨の届け	令和5年7月11日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (特-4)第1484号	柴坂建設(株)	柴坂 秀次	宮崎県児湯郡川南町大字平田 1670-7	特定	左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	令和5年7月4日付けで廃業した旨の届け	令和5年7月4日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-30)第 10894号	(株)リフォーム木工団地	吉本 麗子	宮崎県延岡市浜町 289-1	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、解体工事業	令和5年7月7日付けで廃業した旨の届け	令和5年7月7日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-1)第 12732号	(有)高浜工業	高濱 俊行	宮崎県延岡市長浜町 2-1904-1	一般	建築工事業、鉄筋工事業	令和5年7月20日付けで廃業した旨の届け	令和5年7月20日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-5)第 13154号	センコープラントック(株)	早石 朝廣	宮崎県延岡市大武町 39-25	一般	消防施設工事業	令和5年7月28日付けで廃業した旨の届け	令和5年7月28日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (特-1)第 13331号	(株)はまゆうロード	松本 晃	宮崎県延岡市構口町 1-7-1	特定	解体工事業	令和5年7月31日付けで廃業した旨の届け	令和5年7月31日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-3)第 14169号	(株)園田電工	園田 剛司	宮崎県都城市上川東 1-7-9	一般	とび・土工工事業	令和5年7月4日付けで廃業した旨の届け	令和5年7月4日 (一部廃業)

病院局企業管理規程

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和5年8月31日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

宮崎県病院局企業管理規程第7号

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程

病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式第17号（その3）を次のように改める。

様式第17号 (その3)

領 収 済 通 知 書

発行 番号	第 号	納入義務者住所氏名
	年度	
	県立病院事業会計	
	(款)病院事業収益	預金 口座
金額		円
税率		円
		消費税
上記のとおり領収しましたので通知します。		
株式会社宮崎銀行 企業出納員 殿		
		領 収 印

収 入 伝 票

発行 番号	第 号	納入義務者住所氏名
	年度	
	県立病院事業会計	
	(款)病院事業収益	預金 口座
金額		円
税率		円
		消費税
(取扱支店→)		
		領 収 印

納入通知書兼領収証

発行 番号	第 号	納入義務者住所氏名
	年度	
	県立病院事業会計	
	(款)病院事業収益	預金 口座
金額		円
税率		円
		消費税
上記のとおり 年 月 日までに株式会社宮崎銀行本店・支店へ納めてください。		
	年 月 日	印
		領 収 印
上記のとおり領収いたしました。 宮崎県病院事業会計 登録番号 T4800020001926		

別記様式第37号を次のように改める。

様式第37号

領 収 済 通 知 書

発行 番号	第 号	返納義務者住所氏名
	年度	
県立病院事業会計		
(敬)病院事業収益		
金額	預金 口座	円
税率	消費税	円
上記のとおり領収しましたので通知します。		
株式会社宮崎銀行 企業出納員 殿		
		領 収 印

収 入 伝 票

発行 番号	第 号	返納義務者住所氏名
	年度	
県立病院事業会計		
(敬)病院事業収益		
金額	預金 口座	円
税率	消費税	円
(取扱支店→)		
		領 収 印

返納通知書兼領収証

発行 番号	第 号	返納義務者住所氏名
	年度	
県立病院事業会計		
(敬)病院事業収益		
金額	預金 口座	円
税率	消費税	円
上記のとおり 年 月 日までに株式会社宮崎銀行本店・支店へ納めてください。		
年 月 日 印		
		領 収 印
上記のとおり領収いたしました。		
宮崎県病院事業会計 登録番号 T4800020001926		

附 則

この規程は、令和5年9月15日から施行する。

監査委員公告

監査委員公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき令和 5 年 5 月 11 日から令和 5 年 8 月 10 日までの間に実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 5 年 8 月 31 日

宮崎県監査委員 川 野 美奈子
宮崎県監査委員 木 下 博 義
宮崎県監査委員 西 村 賢
宮崎県監査委員 岩 切 達 哉

監査委員公告

令和 5 年 3 月 24 日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第14項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 5 年 8 月 31 日

宮崎県監査委員 川 野 美奈子
宮崎県監査委員 木 下 博 義
宮崎県監査委員 西 村 賢
宮崎県監査委員 岩 切 達 哉

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第 3 号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第 478号）第 4 条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第 1 号）第68条第 1 項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、閥歴等を次のとおり公表する。

令和 5 年 8 月 31 日

宮崎県労働委員会会長 山 崎 真一郎
あ っ せ ん 員 候 補 者 名 簿
(令和 5 年 8 月 21 日現在)

氏 名	現職（又は前職）
山 崎 真一郎	労働委員会公益委員 弁護士
江 藤 修 一	労働委員会公益委員 (宮崎県労働委員会事務局長)
金 丸 憲 史	労働委員会公益委員 特定社会保険労務士
山 口 弥 生	労働委員会公益委員 弁護士
八重尾 龍	労働委員会公益委員 弁護士
中 川 育 江	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長

吉 岡 英 明	労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合宮崎県本部 執行委員長
武 井 大 幸	労働委員会労働者委員 全日通労働組合宮崎県支部 執行委員長
高 橋 章 治	労働委員会労働者委員 宮崎交通労働組合 執行委員長
坂 元 義 孝	労働委員会労働者委員 宮崎県電力関連産業労働組合総連合 会長
工 藤 久 昭	労働委員会使用者委員 (宮崎経済同友会 顧問)
見 戸 康 人	労働委員会使用者委員 宮崎中央農業協同組合 監事
河 野 洋 一	労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会 専務理事
関 本 泰 三	労働委員会使用者委員 株式会社宮崎信販 代表取締役社長
税 田 倫 子	労働委員会使用者委員 株式会社グローバル・クリーン 専務取締役
日 高 正 勝	労働委員会事務局長
松 下 直 樹	労働委員会事務局調整審査課長
西久保 泰 子	労働委員会事務局調整審査課課長補佐